

厚生労働省発医政1007第4号
令和7年10月7日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

医療施設等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知の別添「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分について、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

改正後	現行
<div style="text-align: center;"> <p>厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政1007第4号</u> <u>令和7年10月7日</u></p> </div> <p style="text-align: center;">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（15）、<u>（16）、（17）</u>、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>（1）～（3） (略)</p>	<div style="text-align: center;"> <p>厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0807第8号</u> <u>令和6年8月7日</u></p> </div> <p style="text-align: center;">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する施設の整備事業（（8）、（9）、（10）、（11）、（12）、（15）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号に基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。</p> <p>（1）～（3） (略)</p>

別 紙

改正後	現行
<p>(4) 研修医のための研修施設整備事業</p> <p>平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業</p>	<p>(4) 研修医のための研修施設整備事業</p> <p>平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業</p>
<p>(5) 臨床研修病院施設整備事業</p> <p>平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業</p>	<p>(5) 臨床研修病院施設整備事業</p> <p>平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業</p> <p>平成14年2月8日医政発第<u>0208010</u>号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病</p>	<p>(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業</p> <p>平成14年2月8日医政発第<u>0208010</u>号厚生労働省医政局長通知「医師臨床</p>

別 紙

改正後	現行
<p>院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、<u>国立健康危機管理研究機構</u>、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>	<p>研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>
<p>(8) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>
<p>(9) 産科医療機関施設整備事業</p> <p>平成21年4月1日医政発第<u>0401007</u>号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア及びイ (略)</p>	<p>(9) 産科医療機関施設整備事業</p> <p>平成21年4月1日医政発第<u>0401007</u>号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」（以下「産科医療確保事業等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア及びイ (略)</p>
<p>(10) (略)</p>	<p>(10) (略)</p>
<p>(11) <u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u></p> <p><u>平成22年3月31日医政発0331第17号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う<u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u></p>	<p>(11) 死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業</p> <p><u>平成27年4月9日医政発0409第23号</u>厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業</p>

別 紙

改正後	現行
<p>イ 次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p> <p>(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>平成27年4月9日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(14) 院内感染対策施設整備事業</p> <p>平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>	<p>イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p> <p>(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>平成27年4月9日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(14) 院内感染対策施設整備事業</p> <p>平成21年3月30日医政発第0330003号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>

別紙

改正後	現行
<p>(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業</p> <p>平成21年3月30日医政発第<u>0330007</u>号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業</p> <p>イ 病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>	<p>(15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業</p> <p>平成21年3月30日医政発第<u>0330007</u>号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」<u>の別添「災害医療対策事業等実施要綱」</u>に基づき実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業</p> <p>イ 病院の開設者が行う医療施設ブロック塀改修等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</p>
<p>(16) (略)</p>	<p>(16) (略)</p>
<p><u>(17) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u></p> <p><u>令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u></p> <p><u>ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u></p> <p><u>イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

別紙

改正後	現行
<p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用</p> <p>(2) 門、柵、塀 <u>(3 (15) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業における倒壊の危険性があるブロック塀の改修及び他の材料を用いた塀への建替等を除く。)</u> 及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>	<p>(交付の対象外費用)</p> <p>4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。</p> <p>(1) 土地の取得又は整地に要する費用</p> <p>(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用</p> <p>(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用</p> <p>(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用</p> <p>(5) その他の整備費として適当と認められない費用</p>
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から <u>(6)</u> により算出された額とする。</p> <p>ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) ア～(10) ア (略)</p> <p>(11) ア 都道府県が行う <u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u></p> <p>(12) ア～(16) ア (略)</p> <p><u>(17) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支</u></p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から <u>(5)</u> により算出された額とする。</p> <p>ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) ア～(10) ア (略)</p> <p>(11) ア 都道府県が行う死亡時画像診断 <u>システム</u> 等施設整備事業</p> <p>(12) ア～(16) ア (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

別 紙

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>援事業</u></p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) イ～(10) イ (略)</p> <p>(11) イ 都道府県が補助する<u>解剖・死亡時画像診断等施設整備事業</u></p> <p>(12) イ～(15) イ (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) イ～(10) イ (略)</p> <p>(11) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断<u>システム</u>等施設整備事業</p> <p>(12) イ～(15) イ (略)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(5) (略)</p>
<p><u>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</u></p> <p><u>(17) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業</u></p> <p><u>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助した額</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

別紙

改正後					現行				
<p><u>(※)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</u></p> <p><u>※アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の1を下回らないこと。</u></p>									
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所施設整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	へりポート1か所当たり <u>96,836</u> 千円	(略)		(略)		へりポート1か所当たり <u>92,489</u> 千円	(略)		
過疎地域等診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160 m ² (2) 医師 <u>又は歯科医師</u> 住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(略)	(略)	(略)	過疎地域等診療所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(略)	(略)	(略)
へき地保健指導所施設整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所施設整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
事業	基準面積 <u>(1) 指導部門のみの場合</u> <u>70 m²</u> <u>(2) 住宅部門のみの場合</u> <u>50 m²</u> <u>(3) 指導部門と住宅部門</u> <u>との併設の場合 120 m²</u>				事業	基準面積 <u>(1) 指導部門と住宅部門</u> <u>との併設の場合 120 m²</u> <u>(2) 指導部門のみの場合</u> <u>70 m²</u> <u>(3) 住宅部門のみの場合</u> <u>50 m²</u>			
研修医の ための研 修施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医の ための研 修施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修 病院施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修 病院施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医 療拠点病 院施設整 備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 <u>診療部門 1,000 m²</u>	へき地医療拠点病院と して必要な次の各部門の 新築、増築及び改築に要 する工事費又は工事請負 費 <u>(1) 病棟</u> <u>(病室、診察室、処置</u> <u>室、記録室、患者食堂、</u> <u>寝具倉庫、バルコニ</u> <u>ー、廊下、便所、暖冷</u> <u>房、附属設備等)</u> <u>(2) 診療棟 (検査、放射</u>	(略)	(略)	へき地医 療拠点病 院施設整 備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 <u>(1) 診療部門 1,000 m²</u> <u>(2) 医師住宅</u> <u>1戸当たり 80 m²</u> <u>(ただし2戸を限度と</u> <u>する。)</u>	へき地医療拠点病院と して必要な次の各部門の 新築、増築及び改築に要 する工事費又は工事請負 費 <u>(1) 検査、放射線、手術</u> <u>部門</u> <u>(検査室、照射室、操</u> <u>作室、手術室、回復室、</u> <u>準備室、浴室、廊下、</u> <u>便所、附属設備等)</u> <u>(2) 病棟</u>	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
		<u>線、手術部門)</u> <u>(検査室、照射室、操</u> <u>作室、手術室、回復室、</u> <u>準備室、浴室、廊下、</u> <u>便所、附属設備等)</u>					<u>(病室、診察室、処置</u> <u>室、記録室、患者食</u> <u>堂、寝具倉庫、バルコ</u> <u>ニー、廊下、便所、暖</u> <u>冷房、附属設備等)</u> <u>(3) 医師住宅</u>		
	<u>次に掲げる基準面積に</u> <u>別表に定める単価を</u> <u>乗じた額とする。</u> <u>基準面積</u> <u>医師住宅</u> <u>1戸当たり 80㎡</u> <u>(ただし2戸を限度</u> <u>とする。)</u>	<u>へき地医療拠点病院と</u> <u>して必要な次の部門の新</u> <u>築、増築及び改築に要す</u> <u>る工事費又は工事請負費</u> <u>(3) 医師住宅</u>							
医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床 研修病院 研修医環 境整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に 651千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)	離島等患 者宿泊施 施設設整 備事業	次に掲げる基準面積に 352千円を乗じた額とす る。 (略)	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療 機関施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	分娩取扱 施設施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
解剖・死 亡時画像 診断等施 設整備事 業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>69,984</u> 千円 (2) 解剖室等整備の場合 <u>173,694</u> 千円	死因究明のための解剖 や死亡時画像診断、 <u>薬毒</u> <u>物検査</u> の実施に必要な施 設の新築、増築、改築及 び改修に要する工事費又 は工事請負費	(略)	(略)	死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	1 施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 <u>42,621</u> 千円 (2) 解剖室整備の場合 <u>105,782</u> 千円	死因究明のための解剖 <u>の実施に必要な施設及び</u> 死亡時画像診断の実施に 必要な施設の新築、増築、 改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費	(略)	(略)
有床診 療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とし、消火ポンプユ ニットを整備する場合は (1)、(2) に限り 1 施設当 たり <u>2,460</u> 千円を加算す る。 (1) 通常型スプリンクラ ー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>24</u> 千円 (2) 水道連結型スプリン クラー	(略)	(略)	(略)	有床診 療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とし、消火ポンプユ ニットを整備する場合は (1)、(2) に限り 1 施設当 たり <u>2,350</u> 千円を加算す る。 (1) 通常型スプリンクラ ー 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>23</u> 千円 (2) 水道連結型スプリン クラー	(略)	(略)	(略)

別 紙

改正後					現行				
	<p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 <u>23</u> 千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消 火設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 <u>28</u> 千円</p> <p>(4) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条適用設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 <u>27</u> 千円</p>					<p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 <u>22</u> 千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消 火設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 <u>27</u> 千円</p> <p>(4) 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条適用設備</p> <p>対象面積 1 m²当たり 基準単価 <u>26</u> 千円</p>			
	<p>自動火災報知設備を新 設する場合</p> <p>1 施設当たり <u>1,279</u> 千円</p>	(略)	(略)			<p>自動火災報知設備を新 設する場合</p> <p>1 施設当たり <u>1,222</u> 千円</p>	(略)	(略)	(略)
<p><u>南海ト</u> <u>ラフ地</u> <u>震及び</u> <u>日本海</u> <u>溝・千島</u> <u>海溝周</u></p>	<p>へき地医療拠点病院</p> <p><u>344,666</u> 千円</p>	(略)	(略)	(略)	<p><u>南海ト</u> <u>ラフ日</u> <u>本海溝</u> <u>・千島</u> <u>海溝周</u> <u>辺海溝</u></p>	<p>へき地医療拠点病院</p> <p><u>329,194</u> 千円</p>	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
<p>辺海溝 型地震 に係る 津波避 難対策 緊急事 業</p>	<p>へき地診療所 19,759千円</p>	(略)			<p>型地震 に係る 津波避 難対策 緊急事 業</p>	<p>へき地診療所 18,872千円</p>	(略)		
<p>院内感 染対策 施設整 備事業</p>	<p>1室あたり 29,420千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備 する場合は 37,469千円を加算する。</p>	(略)	(略)	(略)	<p>院内感 染対策 施設整 備事業</p>	<p>1室あたり 15,724千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備 する場合は 35,787千円を加算する。</p>	(略)	(略)	(略)
<p>医療施 設プロ ック塀 改修等 施設整 備事業</p>	<p>対象の長さ1m当たり基 準単価 97千円(ただし 30mを上限とする。)</p>	(略)	(略)	(略)	<p>医療施 設プロ ック塀 改修等 施設整 備事業</p>	<p>対象の長さ1m当たり基 準単価 93千円(ただし 30mを上限とする。)</p>	(略)	(略)	(略)

別紙

改正後					現行				
新興感染症対応力強化事業	病室の感染対策に係る整備 1室当たり <u>29,420</u> 千円	(略)	(略)	(略)	新興感染症対応力強化事業	病室の感染対策に係る整備 1室当たり <u>14,546</u> 千円	(略)	(略)	(略)
(協定締結医療機関施設整備事業)	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 <u>484,000</u> 円	(略)	(略)		(協定締結医療機関施設整備事業)	病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 <u>239,300</u> 円	(略)	(略)	
	個人防護具保管施設の整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 <u>484,000</u> 円	(略)				個人防護具保管施設の整備 対象面積 1㎡当たり 基準単価 <u>239,300</u> 円	(略)		
重点医師偏在対策支援区域における診療	<u>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。</u> <u>基準面積</u> <u>(1) 診療部門</u> <u>ア 無床の場合</u>	<u>診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費</u> <u>(1) 診療所</u>	<u>3分の1</u>	<u>二</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

別 紙

改正後				現行			
所の承 継・開業 支援事 業	160 m ² イ 有床の場合 (7)5床以下 240 m ² (1)6床以上 760 m ² (2) 医師住宅 80 m ² (3) 看護師住宅 80 m ²	(診察室、処置室、 薬剤室、エックス線室、暗 室、待合室、看護師居室、 玄関、廊下等) (2) 診療部門と一体とな った医師住宅 (3) 診療部門と一体とな った看護師住宅					
<p>(注) 1 <u>同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。</u></p> <p>(注) 2 (略)</p> <p>6 及び 7 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p>				<p>(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。</p> <p>(注) 2 (略)</p> <p>6 及び 7 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p>			

別 紙

改正後	現行
<p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額</u> <u>(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法</u> <u>(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の</u> <u>金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗</u> <u>じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、</u> <u>かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u> <u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限</u> <u>りではない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県</p>	<p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県</p>

別 紙

改正後	現行
<p>知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</p> <p>10(2)～12 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 8に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。</u></p> <p>14及び15 (略)</p> <p>別表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)</p>	<p>知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</p> <p>10(2)～12 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、 補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 ア及びイ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>14及び15 (略)</p> <p>別表 1 平方メートル当たり単価表 (単位：円)</p>

別紙

改正後				現行			
施設の名称	種目等	構造別	単価	施設の名称	種目等	構造別	単価
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>212,200</u>
過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	過疎地域等 特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>212,200</u>
研修医のための 研修施設	二	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>295,100</u>
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>198,300</u>

別 紙

改正後				現行			
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>185,400</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>212,200</u>
臨床研修病院	二	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,500</u>
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,900</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>258,500</u>
	医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>172,500</u>
木造		<u>355,000</u>	木造	<u>198,300</u>			
医師臨床研修病院 研修医環境整備	二	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	<u>294,800</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>257,100</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>294,800</u>
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,900</u>
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>264,400</u>
	宿泊	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>		宿泊	鉄筋コンクリート	<u>294,800</u>

別 紙

改正後				現行					
	施 設	ブロック	<u>214,000</u>		施 設	ブロック	<u>257,900</u>		
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>294,800</u>		
分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	分娩取扱施設	分娩室、 病室、 入所室等	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>		
		ブロック	<u>214,000</u>			ブロック	<u>230,900</u>		
		木造	<u>355,000</u>			木造	<u>264,400</u>		
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	<u>294,800</u>			
		ブロック	<u>214,000</u>		ブロック	<u>257,900</u>			
		木造	<u>355,000</u>		木造	<u>294,800</u>			
<u>重点医師偏在対策支 援区域における診療 所の承継・開業支援</u>	<u>診 療 部 門</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>484,000</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
		<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
		<u>木造</u>	<u>355,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
	<u>医 師 住 宅</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>484,000</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
		<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
		<u>木造</u>	<u>355,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
	<u>看護師 住 宅</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>484,000</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
		<u>ブロック</u>	<u>214,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
		<u>木造</u>	<u>355,000</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		
	(注) 1～3 (略)				(注) 1～3 (略)				
	第1号様式 及び 第2号様式 (略)				第1号様式 及び 第2号様式 (略)				

別紙

改正後

第2号様式 別紙1

別紙1 経費所要額調												
事業区分	経事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A-B=C)	対象経費の支出予定額 (D)	差引額 (E)	選定額 (F)	国庫補助 補助額 (G)	補助事業費名			備考	
								国庫補助 基本額 (H)	国庫補助 所費額 (I)	仕入れに在る経 費税等相当額 (J)		
合計												

【留意事項】
 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
 2 「事業区分欄」上段には交付の対象となる事業の名称をアルファベットから選択、下段には施設の種類を記載すること。
 3 「算定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 (1) 交付要綱(交付額の算定方法)①に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額
 (2) # (2)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額
 (3) # (3)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 (4) # (4)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 (5) # (5)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 (6) # (6)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 5 「国庫補助所費額」欄は、次により記入すること。ただし、算定された額に0.00円未満の端数がある場合はこれを切捨てるものとする。
 (1) 交付要綱(交付額の算定方法)①に掲げる事業→(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
 (2) # (2)及び(3)に掲げる事業→(H)欄に記載された額
 (3) # (4)に掲げる事業→(H)欄に記載された額
 (4) # (5)及び(6)に掲げる事業→(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
 6 (J)欄及び(K)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第2号様式 別紙2 ～ 第4号様式 (略)

現行

第2号様式 別紙1

別紙1 経費所要額調												
事業区分	経事業費 (A)	寄附金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	都道府県 補助額 (G)	国庫補助 基本額 (H)	国庫補助 所費額 (I)	国庫補助金 交付決定額 (J)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (K)-(J)=(K)	備考
合計												

【留意事項】
 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
 2 「事業区分欄」上段には交付の対象となる事業の名称をアルファベットから選択、下段には施設の種類を記載すること。
 3 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
 4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 (1) 交付要綱(交付額の算定方法)①に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額
 (2) # (2)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額
 (3) # (3)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 (4) # (4)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 (5) # (5)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 (6) # (6)に掲げる事業→(D)と(F)とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額
 5 「国庫補助所費額」欄は、次により記入すること。ただし、算定された額に0.00円未満の端数がある場合はこれを切捨てるものとする。
 (1) 交付要綱(交付額の算定方法)①に掲げる事業→(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額
 (2) # (2)及び(3)に掲げる事業→(H)欄に記載された額
 (3) # (4)に掲げる事業→(H)欄に記載された額
 (4) # (5)に掲げる事業→(H)欄に記載された額に3分の2を乗じて得た額
 6 (K)欄及び(K)欄については交付要綱の9による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

第2号様式 別紙2 ～ 第4号様式 (略)

別紙

改正後	現行
<p>第6号様式</p> <p>第6号様式</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>年月日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療施設等施設整備費補助金について、医療施設等施設整備費補助金交付要綱7.(11)の規定に基づき、次のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業区分及び施設の名称 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 <p style="text-align: right;">金 円</p> 確定時に減額した仕入れに係る消費税額 <p style="text-align: right;">金 円</p> 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額) <p style="text-align: right;">金 円</p> 補助金返還相当額 <p style="text-align: right;">金 円</p> 添付書類 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。 	<p>第6号様式</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>年月日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療施設等施設整備費補助金について、医療施設等施設整備費補助金交付要綱7.(11)の規定に基づき、次のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 <p style="text-align: right;">金 円</p> 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還相当額) <p style="text-align: right;">金 円</p> 添付書類 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

別紙

改正後	現行
<p>第7号様式</p> <p>第7号様式</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">間接補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療施設等施設整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。</p> <p>1 事業区分及び施設の名称</p> <p>2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>5 補助金返還相当額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>6 添付書類 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>	<p>第7号様式</p> <p>第7号様式</p> <p style="text-align: right;">番 年 月 日</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">間接補助事業者名</p> <p style="text-align: center;">年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書</p> <p>年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった 年度医療施設等施設整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類 記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。</p>